

平成 30 年度能代市騒音・振動調査（抜粋）

○指定地域の騒音調査

調査地点：能代市田子向 89 番地 稲荷神社

調査実施日：平成 30 年 10 月 25 日 10:00 ～ 平成 30 年 10 月 26 日 10:00

・環境基準について

一般環境における環境基準値は以下に示すとおりである。

本調査地点の地域指定は第二種中高層住居専用地域であり、地域の類型は A 類型である。A 類型とは、専ら住居の用に供される地域である。

（平成 10.9.30 環境庁告示第 64 号） 評価値： L_{Aeq}

地域の類型	基準値 [dB(A)]	
	昼 間	夜 間
AA	50dB 以下	40dB 以下
A 及び B	55dB 以下	45dB 以下
C	60dB 以下	50dB 以下

地域の類型

AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域

A：専ら住居の用に供される地域

B：主として住居の用に供される地域

C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

・騒音測定結果について

測定結果の騒音レベルは、以下に示すとおりである。

本調査地点の等価騒音レベルは、昼間が基準値（55[dB(A)]）に対して 41[dB(A)]、夜間が基準値（45[dB(A)]）に対して 36[dB(A)]と、いずれも環境基準値を下回った。

基準 時間帯 平均値	時 間 区 分	L_{Aeq}	時間率騒音レベル[dB(A)]					L_{max}
			LA5	LA10	LA50	LA90	LA95	
	昼間（16 時間帯） 6:00～22:00	41	44	42	39	37	36	65
	夜間（8 時間帯） 22:00～6:00	36	38	37	34	32	32	59

○自動車交通騒音測定調査

調査地点

調査地点は、以下に示す 5 評価区間及び 5 騒音測定場所を実施した。

一連 番号	評価 区間 番号				路線番号	H27 センサス 番号	区間 延長 (km)
		測定場所	評価区間				
			起 点	終 点			
1	10210-1	秋 田 県 能 代 市 字 寿 域 長 根	秋 田 県 能 代 市 字 芝 童 森	秋 田 県 能 代 市 字 寿 域 長 根	一般国道 7 号	10210	0.5
2	60790-1	秋 田 県 能 代 市 字 彩 霞 長 根	秋 田 県 能 代 市 落 合 字 上 谷 地	秋 田 県 能 代 市 字 寿 域 長 根	富根能代線	60790	3.5
3	11010-1	秋 田 県 能 代 市 落 合 字 上 前 田	秋 田 県 能 代 市 落 合 字 砂 田	秋 田 県 能 代 市 大 町	一般国道 101 号	11010	2.0
4	60850-1	秋 田 県 能 代 市 字 藤 山	秋 田 県 能 代 市 字 大 内 田	秋 田 県 能 代 市 字 寿 域 長 根	金光寺能代 線	60850	1.0
5	110001-1	秋 田 県 能 代 市 上 町	秋 田 県 能 代 市 上 町	秋 田 県 能 代 市 大 町	長根町 1 号 線	110001 ※	0.3

調査実施日

調査実施日は、以下に示すとおりである。

一連 番号	測定場所	調査実施日
1	秋田県能代市字寿域長根	平成 30 年 10 月 25 日 10:00 ～ 平成 30 年 10 月 26 日 10:00
2	秋田県能代市字彩霞長根	平成 30 年 11 月 5 日 18:00 ～ 平成 30 年 11 月 6 日 18:00
3	秋田県能代市落合字上前田地内	平成 30 年 10 月 25 日 10:00 ～ 平成 30 年 10 月 26 日 10:00
4	秋田県能代市字藤山	平成 30 年 11 月 5 日 10:00 ～ 平成 30 年 11 月 6 日 10:00
5	秋田県能代市上町	平成 30 年 10 月 25 日 10:00 ～ 平成 30 年 10 月 26 日 10:00

・環境基準値について

道路に面する地域の環境基準値は、以下に示すとおりである。

(平成 10. 9. 30 環境庁告示第 64 号) 評価値: L_{Aeq}

地 域 の 区 分	基 準 値	
	昼 間	夜 間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60[dB] 以下	55[dB] 以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域 及び C 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する 地域	65[dB] 以下	60[dB] 以下
※この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		
昼 間	70[dB] 以下	夜 間 65[dB] 以下

備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められる時は、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40dB 以下）によることができる。

「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）等を表し、「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定している。

- ・ 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- ・ 2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

・騒音測定結果について

測定結果の騒音レベルは、交通量は以下に示すとおりである。

本年度の道路近傍における等価騒音レベル測定結果は、昼間で 59～68[dB(A)] の範囲、夜間で 50～60[dB(A)] の範囲であり、昼間と夜間ともに「幹線交通を担う道路に近接する区域」に係る昼間の基準値 (70[dB(A)]) 及び夜間の基準値 (65[dB(A)]) の基準値内であった。

12 時間交通量測定結果は、「道路交通センサス (2015 年度 国土交通省)」と比較して、No. 1 においては、昼間と夜間ともに減少がみられた。一方、No. 2、No. 3 においては昼間で増加がみられたのに対し、夜間では減少がみられ、特に No. 2 で大きな減少がみられた。また、No. 4 においては、「道路交通センサス (2015 年度 国土交通省)」において交通量の調査が実施されておらず、No. 5 においては、道路交通センサス区間以外の道路となっている。なお、本調査における交通量測定については、昼間と夜間の基準時間帯において各 2 観測時間の実施であり、騒音測定結果を補完するための観測項目としての参考値である。

騒音レベル

一連番号	測定場所	路線番号	道路近傍騒音			背後地騒音		
			車道からの距離	等価騒音レベル		車道からの距離	等価騒音レベル	
				昼間	夜間		昼間	夜間
			m	dB(A)	dB(A)	m	dB(A)	dB(A)
1	秋田県能代市 字寿域長根	一般国道 7 号	6.0	66	59	26.0	56	53
2	秋田県能代市 字彩霞長根	富根能代線	5.8	68	60	45.8	54	50
3	秋田県能代市 落合字上前田	一般国道 101 号	8.1	63	55	30.6	53	48
4	秋田県能代市 字藤山	金光寺能代線	6.2	65	57	45.8	45	44
5	秋田県能代市 上町	長根町 1 号線	4.0	59	50	49.5	48	43

交通量

一連番号	測定場所	路線番号	12 時間交通量（昼間）				12 時間交通量（夜間）			
			センサス (2015)	実測			センサス (2015)	実測		
			大型 小型	大型 小型	大型 混入 率	平均 速度	大型 小型	大・ 小型	大型 混入 率	平均 速度
			台	台	%	km/h	台	台	%	km/h
1	秋田県能代市 字寿域長根	一般国道 7 号	16, 178	14, 508	7. 9	43. 4	2, 998	1, 944	5. 6	54. 3
2	秋田県能代市 字彩霞長根	富根能代線	12, 914	15, 516	2. 1	47. 8	3, 487	1, 620	4. 4	51. 5
3	秋田県能代市 落合字上前田	一般国道 101 号	8, 909	9, 432	9. 2	49. 1	1, 418	756	4. 8	57. 6
4	秋田県能代市 字藤山	金光寺能代線	—	6, 660	4. 9	44. 6	—	324	0. 0	51. 3
5	秋田県能代市 上町	長根町 1 号線	—	4, 284	4. 2	36. 3	—	576	0. 0	35. 8

・面的評価結果について

評価結果の環境基準達成率は、以下に示すとおりである。

本年度の環境基準の達成率は、能代市全体で 100. 0[%]（昼夜とも基準値以下）であった。

一連番号	測定場所	路線番号	昼夜とも基準値以下（環境基準達成率）		
			全体 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)	近接空間 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)	非近接空間 [%] (基準値以下戸数/対象体戸数)
1	秋田県能代市 字寿域長根	一般国道 7 号	100. 0 (50/50)	100. 0 (17/17)	100. 0 (33/33)
2	秋田県能代市 字彩霞長根	富根能代線	100. 0 (704/704)	100. 0 (265/265)	100. 0 (439/439)
3	秋田県能代市 落合字上前田	一般国道 101 号	100. 0 (95/95)	100. 0 (10/10)	100. 0 (85/85)
4	秋田県能代市 字藤山	金光寺能代線	100. 0 (141/141)	100. 0 (53/53)	100. 0 (88/88)
5	秋田県能代市 上町	長根町 1 号線	100. 0 (34/34)	100. 0 (19/19)	100. 0 (15/15)
能代市全体％ (基準値以下戸数/対象体戸数)			100. 0 (1012/1012)	100. 0 (354/354)	100. 0 (658/658)

※ 評価区間の交差部において重複処理を行っている。

○指定地域の振動調査

調査地点：秋田県能代市上町 1-3 能代市役所

調査実施日：平成 30 年 10 月 25 日 10:00 ～ 平成 30 年 10 月 26 日 10:00

・基準について

振動規制法による基準値は、以下に示すとおりである。

本調査地点での地域指定は商業地域であるため、区域の区分は第二種区域と比較した。第二種区域とは、住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている地域で、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供される区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域である。

(昭和 51. 11. 10 環告 90, 平成 5 年環告 91) 評価値： L_{10}

時間の区分 区域の区分	昼 間 8:00 ～ 19:00	夜 間 19:00 ～ 8:00
第一種区域	60[dB]以下	55[dB]以下
第二種区域	65[dB]以下	60[dB]以下

第一種区域及び第二種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域をいう。ただし、必要がある場合には、第一種、第二種区域をそれぞれ二区分することができる。

- (1) 第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
- (2) 第二種区域 住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

ただし、上表に掲げる区域内に所在する学校、保育所、病院、患者の収容施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム（学校教育法、児童福祉法等関係法規で定められているもの）の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、都道府県知事等が規制基準として定める値（以下当該値）から 5 dB を減じた値以上とすることができる。

・振動測定結果について

測定結果の振動レベルは、以下に示すとおりである。

本調査地点の振動レベル（ L_{10} ）は、昼間が 40[dB]、夜間が 30 [dB]未満と、いずれも基準値を下回った。

基準 時間帯 平均値	時 間 区 分	時間率振動レベル [dB]					Lmax
		L5	L10	L50	L90	L95	
	昼間（11 時間帯） 8:00～19:00	42	40	33	<30	<30	60
	夜間（13 時間帯） 19:00～8:00	32	<30	<30	<30	<30	56